

神戸市新規採用養護教員研修に係る指導者配置要綱

神戸市教育委員会

（設置）

第1条 神戸市教育委員会（以下「市教育委員会」という。）は、新規採用養護教員研修実施要綱に基づき、新規採用養護教員研修を円滑に実施するため、新規採用養護教員研修に係る指導者（以下「指導者」という。）を置く。

（学校への派遣）

第2条 市教育委員会は、新規採用養護教員研修対象となる新規採用養護教員に指導及び助言等を行うため、指導者を新規採用養護教員が所属する学校園（以下「関係校園」という。）へ派遣するものとする。

（職務）

第3条 指導者は、関係校園長の命を受けて、次に掲げる職務を行う。

（1）指導内容

- ・新規採用養護教員等への指導及び助言
- ・その他、新規採用養護教員研修に関し、関係校園長が必要と認める事項

（2）出務日ごとに「新規採用養護教員 校園内研修執務記録（様式3）」を作成し、月末にまとめて健康教育課に提出する。

（任用）

第4条 原則として養護教員の退職者で、指導者としての資質を有する者を会計年度任用職員として任命する。

（任用期間）

第5条 指導者の任用期間は、4月1日から翌年の3月31日迄の範囲内で、市教育委員会が決定する。

（報酬等）

第6条 指導者に対して、教育職（5）給料表に基づき、2級116号給の時給を支給する。

2 通勤手当として、自宅から派遣校園までの公共交通機関等利用にかかる実費を支給する。

交通用具を利用して通勤する場合は、区分及び自宅から派遣校園までの片道の使用距離等に応じ、市教育委員会が定める基準により支給する。

なお、通勤用車両を派遣校園に駐車する場合、市教育委員会が定める基準により使用料を徴収する。ただし、派遣校園が通勤不便公署に該当する場合等は、この限りではない。

3 給与は、勤務月の出勤簿等に基づく額から給与所得税分を源泉徴収し、通勤手当と併せて勤務月の翌月に指定された指導者の銀行口座に振り込む。

4 旅費は、旅費条例(昭和27年7月11日条例第45号)に基づき、別途支給する。

(勤務日及び勤務時間)

第7条 指導者の関係校園における勤務時間は、年間60時間を上限とする。

2 勤務時間は1時間単位とし、1日あたりの勤務時間は6時間を上限とする。

3 勤務日及び勤務時間の割り振りは、関係校園長が定める。

(服務)

第8条 指導者は、服務について次の各号を厳守しなければならない。

(1)法令等に従い、かつ、上司の職務上の命令に従うこと。

(2)その職の信用を傷つけ、又は職員全体の不名誉となるような行為をしないこと。

(3)職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(4)勤務時間中は職務に専念すること。

(免職)

第9条 市教育委員会は、指導者が前条の各号の一に違反した場合は、その職を免ずるものとする。

2 前項の免職は、辞令を交付して行うものとする。

(退職)

第10条 指導者が、任用期間の満了前に退職しようとするときは、退職願を提出するものとする。

2 該当する関係校園長は、市教育委員会へ意見を具申するものとする。

3 第1項の退職は、辞令を交付して行うものとする。

(災害補償)

第11条 指導者の公務上の災害（通勤災害を含む。）に対する補償については、労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）の定めるところによるものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成11年1月25日から施行する。

この要綱は、平成13年2月2日から施行する。

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。